

## 5. サービスの利用契約について

障害福祉サービス、障害児通所支援及び地域相談支援は、支給決定後、利用者へ受給者証を交付します。事業所は利用者へサービスを提供する場合、利用契約を結ぶ必要があります。交付された受給者証を確認の上、契約を行ってください。

### (1) 契約時の確認事項

契約する前に受給者証の下記の各内容を確認してください。(様式集添付の別紙参照)

- ア. 対象者の確認
- イ. サービス種別・支給量・支給決定期間等  
⇒提供をするサービスに対して、支給決定があるか
- ウ. 利用者負担上限月額及び上限額管理事業所の有無に関する事項
- エ. 指定(特定・障害児)相談支援事業所に関する事項
- オ. 他事業者の契約、利用実績の確認

また、18歳未満の障がい児との契約は、受給者証の「支給決定障害者等」欄に記載された者(保護者等)との契約になります。

18歳以上20歳未満のものについては、契約者は障がい者本人との契約になりますが、未成年のため代理人(保護者等)の同意も得てください。

### (2) 受給者証への記載について

利用者と契約後、受給者証の事業者記入欄に、事業所名・サービス内容・契約支給量・契約日・入所日など、内容を記入し、事業者確認印を押してください。(様式集添付の別紙参照)

※複数の事業者が同一サービスで契約しようとする場合、後に契約する事業者は決定支給量から既契約量を差し引いた範囲内で契約を行ってください。なお、希望する時間数が支給量を超過する際は、再契約をして、時間数の調整が必要です。

例

身体介護支給量10時間/月で、既契約事業所と契約予定事業所がある場合  
A事業所契約:5時間 + B事業所契約:7時間(希望) = 12時間(超過)



【パターン①】 A事業所契約:5時間 + B事業所契約:5時間 = 10時間  
【パターン②】 A事業所契約:3時間(再契約) + B事業所契約:7時間 = 10時間

### (3) 契約内容報告書の提出について

障害福祉サービス、障害児通所支援及び地域相談支援はサービスの性質上、複数の事業所と契約できるものもあります。そのため大分市は、契約支給量が決定支給量の範囲内に収まるよう、サービスの内容、契約支給量、契約日等の管理を行なっています。事業所は下記のような場合、その契約内容を速やかに報告してください。

※ただし、短期入所・日中一時支援は、契約内容報告書の提出は必要ありません。

#### 契約内容報告書を提出する場合

- 新規、または更新により受給者証が新しく交付されたとき  
※居住系サービスは、新たに入所（入居）したときのみ提出してください。  
※負担上限月額更新のみの場合は、該当しません。
- 契約を終了したとき
- 契約している支給量を変更したとき

#### \* 契約内容報告書の様式が変わりました \*

これまでの様式から、【既契約の契約支給量によるサービス提供を終了した報告】欄に、終了となった理由を選択する欄が追加されました。また様式の下部に、他の事業所でのサービス継続予定を記載する欄が追加されました。（様式集1ページ参照）

利用者との契約が終了し、契約内容報告書を提出する際は、終了となった理由やサービス継続予定を確認するため、その内容を記載した上で提出をしてください。

（例：契約支給量が変更となったため、他事業所へ変更となったため、一般就労が決まったため等）

（注）一般就労により契約が終了となった場合は、就職先名も記載してください。